

岡山市街路樹・公園樹木管理指針改定業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

岡山市街路樹・公園樹木管理指針改定業務委託

2. 業務の目的

本市では、街路樹及び公園樹木が、その機能を十分に発揮し、市民に親しみと誇りを持たれる存在となるように、令和4年3月に、今後の整備や管理の方向性を示した「岡山市街路樹・公園樹木管理指針」（以下、「指針」という。）を策定した。

一方で、現行の指針の中では樹木の診断方法は想定と記載されており、近年では街路樹及び公園樹木の老朽化や倒木等の事例が散見されることを踏まえ、点検・診断時や処置時のフロー及び各段階での詳細な基準を定める必要があることから改定を行うものである。

3. 履行場所

岡山市市内全域

4. 履行期限

令和9年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 計画準備

本業務の目的、主旨、業務内容、工程を確認し、円滑な業務遂行に向けた業務計画書を作成する。また、本業務を実施するにあたり必要となる関係資料及び他都市の先行事例を収集・整理する。

(2) 現行の指針の確認及び問題点の整理

現行の指針における記載内容や事例等が、本市の現状や関連する計画等と相違が無いか確認し、発注者への聞き取りを踏まえて問題点を整理する。

- 1) 現行の指針中の写真や事例について、(3) 現地踏査や、令和6年度に実施した「公園等樹木生育状況調査業務委託」及び令和7年度に実施した「公園等樹木生育状況調査等業務委託」の成果品等の確認
- 2) 現行の指針中「1-2. 管理指針の位置付け」等について、令和8年3月に改定した岡山市みどりの基本計画の内容確認
- 3) 現行の指針13ページについて、令和7年4月に改定した街路樹再生プログラム

(第2期) Ver. 2.0 の内容確認

4) 上記以外についての確認及び問題点の整理

(3) 現地踏査

現地踏査は、発注者への聞き取りを踏まえた街路樹や公園の代表的な箇所において、問題事例や好事例を確認する。なお、現地踏査の結果を踏まえて、現行の指針中の写真や事例を、現在の状況に合わせて修正する。

(4) 改定内容の検討

今回は抜本的な改定は行わず、(2)において整理した問題点や、街路樹や公園樹木の現状を踏まえた追記及び修正を検討する。

1) 現行の指針 54 ページ中「樹木診断フロー参考図」等について、診断種別の判断基準や診断後の処置方法など詳細な実施手順について追記修正

なお、追記する内容は、①点検・診断時（健全度、危険度、改善措置等）、②処置時（剪定、樹体保護、伐採、更新等）の2工程を想定している。

2) 修正したフローに合わせて、診断時等に使用する標準様式の作成

なお、標準様式については、診断者による結果のばらつきが発生しないよう、抽象的な判定はしないものとする。

3) 現行の指針中「5. 街路樹の基本方針」、「6. 公園樹木の基本方針」については、今年度発注している「公園等樹木生育状況調査等業務委託(R8)」で作成する公園等樹木管理計画との整合性

4) 現行の指針中「9. 用語の解説」について、今回の改定内容に合わせた修正

5) AI 等を用いた新技術の活用

なお、本市の状況に即した方針を検討するため、発注者への聞き取りを踏まえた代表的な路線において、実証実験を行う。また現地調査を行い、その精度等について確認を行う。

(5) 照査

以下のタイミングで照査を行う。

【照査①】：業務内容、貸与資料等の把握時（基本条件の照査）

【照査②】：改定内容の検討、追記、修正時（細部条件の照査）

【照査③】：成果品作成時（成果品の照査）

(6) 打合せ協議

打合せは、業務着手時・中間時（2回）・成果品納入時の計4回を見込む。

(7) 成果品

検討した上記について、報告書としてとりまとめる。

報告書 1部

電子データ (CD-R) 1部

6. 関連計画等

受注者は、本業務の実施にあたり、関連計画等との整合を図るものとする。

なお、関連計画等は最新のものを用いることとする。

(主な関連計画等)

- ・道路緑化技術基準 (平成 27 年 3 月国土交通省都市局長・道路局長通達)
- ・街路樹点検の実施促進のためのガイドライン (令和 8 年 3 月国土交通省道路局)
- ・都市公園の樹木の点検・診断に関する指針 (案) (令和 8 年 3 月国土交通省)
- ・岡山市みどりの基本計画 (令和 8 年 3 月岡山市)
- ・街路樹再生プログラム (第 2 期) Ver. 2.0 (令和 7 年 4 月岡山市)
- ・その他関連計画等

(参考文献)

- ・街路樹の倒伏対策の手引き 第 2 版 (平成 31 年 2 月国総研資料 1059 号)
- ・令和 3 年度 街路樹診断等マニュアル (東京都建設局)

7. その他 業務に関すること

(1) 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。

(2) 作業中において疑義を生じたときは、監督員との協議のうえ決定する。

(3) 受注者は、着手までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(4) 守秘義務及び権利の帰属

- ・本業務の実施に関して取得した情報について秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用しないこと。また、本業務終了後も同様とする。
- ・本業務により作成したデータ等に関わる権利は、全て本市に帰属するものとする。